

これが市販に供されてゐる。これは私
小さいところに立入つて從來穩健著實
はない。そこで私の方でも随分長いこ

昭和二十二年十月二十二日印刷

昭和二十二年十月二十三日発行

太田 敏見君

参議院事務局
印刷者 印刷局

(第九部)

第一回 参議院農林委員会會議錄 第十一号

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分經費の金額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を金額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願

(第十七號)

- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣鹽川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十五號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第九十六號)
- 養蠶協同組合法の制定に伴う農業團體の整備等に關する法律案(内閣送付)
- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)

請願(第五十四號)

- 農用人參試驗場設置に關する請願(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第三百十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第三百十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第三百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第四百九十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五百十號)
- 養蠶主食の價格に關する陳情(第五百二十二號)
- 農産種苗法案(内閣提出)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道てん菜糖業の保護政策確立に關する請願(第九十二號)
- 薪炭の價格に關する陳情(第六百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第七百七十六號)

○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十七號)

- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開墾事業に關する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)

○農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
○農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
○未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
昭和二十二年八月二十五日(月曜日)午後二時十一分開會
本日會議に付した事件
○農産種苗法案
○委員長(楠見義男君)「それでは只今から委員會を開催いたします。昨日を以ちまして質疑を終了いたしましたのでありますが、これからこの法律案について討論に入りたいと思います。別に御發議もないようでありますから直ちに農産種苗法案につきまして採決をいたしたいと存じます。この法律案を原案通り……」
○木村三三四郎君「ちよつと申上げたいのです……」
○委員長(楠見義男君)「討論ですか。○木村三三四郎君 討論じやありませんが、ちよつと採決前に意見を申上げた」といいます。實はこの案は、私は昨日申上げたように、いわゆる民法手抄で、本當は廢案にしたいのです。ただ官吏が自分の手を殖やすだけで、まじめな種苗業者の發達を阻害するだらうと思ふのです。そうして價格はこれに向つて決定しておるわけですし、どちらかと言へば廢案にした方がよからうと思つております。それで今日私共仲間でも相談をいたしました。とにかく新憲法の下において、餘り煩瑣な法律案を捲くというよりも、以前ならば官僚が捲いたものならば何もかも通すというのが一つの情性であつたけれども、今日は國會獨自の立場で行かなければならぬのですから、餘り煩瑣なこゝういふようなものは廢した方がよいのじやないかというふうな私共と同じ意見もありました。併しながら皆さんの御意向も報告をいたし、その結果、それならば農産種苗業者に對して監督することは勿論だけれども、まじめな種苗業者に對しては、一々證據を附するとか、登録の手續とか、そういうふうなことは簡便にする方法を取るようにな、當局者に特に決議の際附帶條件として申添えたらよろう。そうしてやらんといふと、まじめな種苗業者といふものは、役人が來て煩瑣な手續をするのでいやになつてしまふ。そこで發達を阻害することになりはせんかと、こゝろ思ふのであります。昨今は、皆さんも御承知のように、以前は種屋さんから直接買ったものが、府縣によつて違ひまじようが、場所によつては農業會が

さいますが、公團法については御参知のような経過で、尙参議院内においても、衆議院との間においてもいろいろと折衝をすることが多いと思ひますので、公團法は姑く置きまして、皆

○本橋三四郎君　そうです。

對しては徹底的にもつと強化したところ

議としては私は今のところ多少曖昧の

ございます。よつて本案は原案通り可決

るので、公團法は姑く控ましまして、皆

様も非常に御關心の深い協同組合法案が昨日から衆議院に掛つておりますが、この協同組合法案について豫備審査をいたしたいと思ひますので、これは明日から始めたいと存じます。明日は午前に本會議がございまして、午後一時から始めて、これも日数は豫め豫定するわけに参りませんが、大體明日、明後日、二日くらい御勉強を願ひまして、協同組合法の方を一つ豫備審査をいたしたいと思ひますから、どうぞ一つ御了承願ひたいと思ひます。それでは今日はこれにて散會いたします。

午後一時二十六分散會

出席者は左の通り。

委員長　楠見　義男君
理事　木下　源吾君
委員

大田　敏兄君
門田　定藏君
羽生　三七君
西山　龜七君
岩木　哲夫君
木橋三四郎君
小杉　繁安君
佐々木康藏君
竹中　七郎君
宇都宮　登君
岡村文四郎君
河井　彌八君
島村　軍次君
寺尾　博君
徳川　宗敬君
藤野　繁雄君
松村眞一郎君
山崎　恒君
板野　勝次君

政府委員

農林政務次官　井上　良次君

説明員

農林事務官
(特産課長)

村田　朔郎君

農林技官

加藤　要君

昭和二十二年十月二十一日印刷

昭和二十二年十月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局